

高知県教育委員会 会議録

平成25年3月臨時教育委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成25年3月29日(金) 15:30

閉会 平成25年3月29日(金) 17:15

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

| | | |
|------|---------|-------|
| 出席委員 | 教育委員長 | 小島 一久 |
| | 委員 | 久松 朋水 |
| | 委員 | 竹島 晶代 |
| | 委員 | 中橋 紅美 |
| | 委員 | 八田 章光 |
| | 委員(教育長) | 中澤 卓史 |

欠席委員

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

| | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 高知県教育委員会事務局 | 教育次長(総括) | 岡崎 順子 |
| 〃 | 〃 | 中山 雅需 |
| 〃 | 参事兼小中学校課長 | 永野 隆史 |
| 〃 | 教育政策課長 | 岡村 昭一 |
| 〃 | 小中学校課課長補佐 | 黒瀬 渡 |
| 〃 | 教育政策課チーフ | 溝渕 松男(会議録作成) |
| 〃 | 教育政策課主任指導主事 | 近森 公夫(会議録作成) |

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 3月臨時委員会を開催する。付議第3号以降は人事に関する議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第3号以降の議案は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案(教育政策課)】

○教育政策課長説明

○質疑

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 指導を要する教職員について、長期にわたる病気休暇等に伴い、認定の解除ができるとは、どういう意味か。 |
| 事務局 | 認定すると改善研修を行うことになるが、改善研修の期間は原則1年間で、延長しても2年間である。長期の病気療養になると、改善研修の期間が改善研修を修了することなく過ぎてしまうことになるので、一旦認定を解除して、改めて研修を1年間であれば1年間やっていこうとする趣旨である。 |
| 教育長 | 改善研修を受けていた人が、メンタル等で研修も受けられず、長期に休んでしまう場合に、一度解除しておき、良くなった時に改めて認定をするというもの。 |
| 委員 | 中断のままではダメなのか。 |
| 教育長 | 別のルールで改善研修の期間を決めているが、それを超えてしまうことから、一旦切ろうとするものである。 |
| 委員 | 身分や待遇が違うというわけではないのか。 |
| 事務局 | 違わない。改善研修を受けている状態なのか、受けられない状態なのかというところで、受けられない状態であれば、一旦そこで区切っておいて、改めて受けられる状態になったところから1年であれば1年の改善計画を立ててやっている。 |
| 教育長 | この規則を作った時に、想定できていなかったことが色々と表れてきた。その部分をきちんと規定して、整備をしようとする趣旨である。想定しておかなければならなかったことだが、改善研修の途中で、メンタル面の問題で研修が継続できなくなることを、当初は想定できていなかった。 |
| 委員長 | 1年あるいは2年の期間としているのは、期間を区切りたいためなのか。 |
| 教育長 | 研修に係る経費も税金であるので、いつまでもズルズルとは伸ばせない。 |
| 委員 | 改善研修と併せて実証研修、実務研修を全て行った場合、どれくらいの期間になるのか。 |
| 事務局 | 実証研修は約6週間程度、実務研修は約4週間程度が、それぞれ目安となっている。ただし、これは希望があった時に、この研修を選択することができるようにしたもの。 |
| 委員 | 改善研修や実証研修、実務研修を受けて、トータルで1年間かかるというものではないのか。 |
| 事務局 | 転任等（事務職員又は実習助手若しくは寄宿舎指導員について空き定員がある場合）の選考に必要な資料を得るための研修を行うには2つの方法がある。その1つは、年度末まで改善研修を行った上で、改善の程度を見て、教諭として続けることができないと判定された方に対して、研修を行う方法で、23年度に事例がある。トータルで1年以上かかる場合もある。 |
| 委員 | 改善研修の1年が終わった後で、改善が見込めないと判断された場合に、3つの転職先を案内するということか。その他には無いのか。 |
| 事務局 | 教育委員会が適当と認めた場合には、改善研修の期間中に、他の職への転任等を選考できる規定になっている。 |
| 委員 | それは本人の希望によるものか。 |
| 事務局 | 本人の希望による場合のほか、教諭を続けることが難しく、他の職種であれば勤務 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | が可能なようであれば、指導主事が、転任に向けた研修を勧める場合もある。 |
| 教育長 | それは、改善研修の期間を待たなくても、本人が希望すれば可能なのか。 |
| 委員 | そのとおり。改善研修は、基本的に1年以内なので、1年の途中で判断する場合もある。現在は、原則的に1年間見ている。 |
| 事務局 | 年度途中であっても、転職に向けた措置ができるようにしている規定はどこにあるのか。 |
| 委員 | お手許の資料の中にはないが、この規則の中で第7条第2項に規定している。 |
| 事務局 | 規則が緩和されたイメージか。 |
| 教育長 | 免職に至るまでの手続きをより丁寧にしようとする趣旨である。 |
| 委員 | 判例で、転職の希望を聞かずに分限免職し、その処分が取り消された事例がある。 |
| 事務局 | そのことは我々も分かって対応をしてきたが、規則に盛り込めていなかった。 |
| 委員 | 教諭として採用して、その職務が全うできなければ、分限の措置をすることになるが、公務員として適格か否かまで判断する必要があるのか。 |
| 事務局 | 最高裁の判決で、それが明記されている。この判例は1件のみであることから尊重している。 |
| 委員 | 教育公務員という範囲内であるわけか。 |
| 教育長 | 同じ任命権者の範囲内ということになる。 |
| 委員 | 改善研修の途中で、退職の申し出があった場合の扱いがよく分からなかったが、退職されるのであれば、そのまま退職というわけにはならないのか。 |
| 事務局 | 年度末の2月定例教育委員会で、改善の程度の認定を行い、教員を続けられるか否かの判断をするが、その前（2月上旬）の審査会の段階で概ね方向性は出る。それを踏まえて、勧奨退職対象の年齢であった場合に、退職願いが出てくることがある。その際は、3月末までそれまでと違った研修を行う必要があり、実際に行っている。 |
| 委員 | その場合の研修は、改善研修ではなくなるのか。 |
| 事務局 | そのとおり。授業力を付けるなどの改善研修ではなく、次の職に就くことができるように人間関係力やコミュニケーション能力等を付ける研修内容に切り替えている。 |
| 委員 | 自主退職を認めているのか。 |
| 事務局 | 認めている。 |
| 委員 | 話は変わるが、第5条6項で、精神疾患に限定して医師の意見を聞かなければならないとあるが、どういうことか。 |
| 事務局 | 本件とは離れるが、病気休職処分等を分限処分として行った際に、分限処分期間が来た時に、復職を認めるか否かの際にも医師の診断は2名からとっている。その並びで、精神疾患等で一旦公務から外した場合に、それを戻す時に、医師の診断をとることを基本としている。 |
| 委員 | 指定医としているのは何のためか。 |
| 事務局 | 当該教職員が任意に選んだ医師の診断だけではなく、教育長の指定する医師の診断も仰ぐこととし、より客観性を高めるための対応となっている。 |
| 委員 | 精神疾患ではなく、他の疾病であれば、そのようなことはないのか。 |
| 事務局 | 他の疾病も同じである。第5条6項の“精神疾患”と“その他の疾病”は別々の疾 |

| | |
|------------------|---|
| | <p>病であるという意味である。</p> <p>この制度では、精神疾患が原因である要指導教員を除外しており、指導力が無いだけの教員を対象としている。そのため、当該教職員が精神を患えば、本来の認定ができるかどうかを含めて議論する必要があるので、精神疾患等の言葉を入れている。</p> |
| 委員 事務局 | <p>“精神疾患”は、代表的な事例として入れているのか。</p> <p>そのとおり。他の病名については、広く捉えるために、“その他の疾病”としている。</p> |
| 委員 事務局 | <p>それらを含めて全て、指定医に意見を聞くことにしているのか。</p> <p>再び同じ病気を患えば、改善研修を中断しなければならないので、しっかりとした判断をするために意見を聞くこととしている。</p> |
| 委員 事務局 委員長 | <p>県教委として、指定医はすでに指定しているのか。</p> <p>必要な際に指定するものである。</p> <p>当該教職員のかかりつけ医と教育委員会が指定している2人の医師の意見を聞くことになるのか。</p> |
| 事務局 | <p>そのとおりで、セカンドオピニオンの考え方である。教育委員会からは、国公立の病院等の医師にお願いすることになる。</p> |
| 委員 事務局 | <p>そのことを文言に盛り込む必要はないのか。これだと、教育委員会の指定医だけの意見を聞くことのように読める。</p> <p>病を患い、中断・再開を検討する時には、当該教職員から医師の診断書が提出されるので、それを確認する意味で教育委員会の指定医の意見を聞こうとするものである。</p> |
| 委員長 委員 委員長 | <p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p> |

【付議第2号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|-----|--|
| 委員長 | 企画監の等級は、どの級になるのか。 |
| 教育長 | 2等級の課長級である。 |
| 委員長 | 学校の校長と比較した時はどうか。 |
| 事務局 | ほぼ同等である。教育センターは、トップの所長が2等級なので、それとの並びもある。 |
| 委員長 | 現実の人事異動に併せての組織改正なのか。 |
| 事務局 | そのとおり。人事異動に伴っての組織改正である。 |
| 委員長 | 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 委員 | 全員挙手 |
| 委員長 | 本事件を原案のとおり議決する。 |

【付議第3号 教職員の人事議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑

| | |
|--|---------|
| | 【非公開議案】 |
|--|---------|

【議題（2） 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について】

| | |
|--|---------|
| | 【非公開議案】 |
|--|---------|

（5）議決事項

- 付議第1～2号 原案のとおり議決
- 付議第3号 原案を修正し、議決
- 議題 小島委員が推選され、再任することで議決。
久松委員を第1職務代理者に指定し、竹島委員を第2職務代理者に指定することを議決。